

母校運動部・文化部の国際交流助成基準

母校運動部・文化部が国外で行われる国際交流活動を実施する場合、下記基準に基づきこれを助成することができる。

1. 適用基準

- ①助成対象となる運動部・文化部はそれぞれ体育会、文化団体連合会に所属する部に限る。
- ②対象となる国際交流活動は、次の要件を満たされていなければならない。
 - a. 国際交流する相手が明確であること
 - b. 国際交流活動の目的、内容が明確であること
 - c. レベルの高い交流相手のコーチを受けるなど当該部のレベルアップに役立つこと
 - d. 相手国における日本文化、スポーツの普及活動に役立つこと
 - e. 助成は同じ部に対して年 1 回を限度とする。

2. 助成基準

助成金は 1 件 100 万円を限度とし、予算総額の 30%を超えないこと。

3. 報告

国際交流活動実施後、1 か月以内に当該部は決算報告を含む報告書を提出し、助成金の精算を行う。

4. 助成の取り消し

実施された国際交流活動が、計画の趣旨と著しく異なっていると判断された場合は、助成を取り消し、支払済みの助成金の返却を求めることができる。

5. 申請手続き

助成を希望する運動部・文化部は、適用基準に定める条件を承諾の上、国際交流活動の計画書を如水会に提出する。

- ①提出書類：大学長名の申請書、計画書、予算書
- ②提出先：如水会 事業グループ
- ③助成決定：提出された内容は、組織強化委員会で審議され、理事会に付議して決定する。

以上